

答申第 831 号
諮問第 1416 号

件名：2 級河川・日光川河口近くの左岸堤に隣接の名古屋市所有の「日光川街園」
につき河川法の守備外と名古屋市側へ通知した根拠の不開示（不存在）決
定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以
下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示とし
たことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 10 月 26 日付けで愛知
県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に
基づき行った開示請求に対し、知事が同年 11 月 9 日付けで行った不開示決
定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、次のとおりである。

名古屋市港土木事務所担当者が県河川課訪問で打ち合わせをしていれ
ば、該当文書を作成していなくても、この案件の決定事項の誤りを主張
する。

イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人
に当該不開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提
出された。その内容は、次のとおりである。

27 河第 172 号（平成 27 年 9 月 9 日）と今回通知のもととなった 28 河
第 80 号（平成 28 年 6 月 13 日）は一体のものである。

この審査会は該当する文書の有無を問うものではあるが、あえて県当
局の法（河川法など）にもとづく支配の不十分さを指摘する。

名古屋市が構築した人道用 R/C 階段なり護岸堤防上面へ上り下りする
アスファルト舗装坂道は法規制対象の 3 年（昭和の時代？）から 5 年（平
成時代？）ごとの年度更新として県の出先／津島土木事務所への許認可
（継続占有／占用として）申請必要案件なら愛知県行政文書管理規程（平

成 16 年愛知県訓令第 4 号) で定める文書保存の最長 30 年はあてはまらない事に。

審査員各位にお願いしたき事は争点となっている構築物 (RC 階段とアスファルト道の坂道) は河川法にもとづく法規制対象であるのか無いのかの精査を求める。

法にもとづく許認可対象なら、該当文書の不存在による不開示決定は県条例を逸脱したものに。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を管理しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求書の「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の欄には、「2 級河川・日光川河口近くの左岸堤に隣接の名古屋市所有の『日光川街園』につき河川法の守備外と名古屋市側へ通知した根拠を求めます。」と記載されていた。

本件開示請求書に記載されている「2 級河川・日光川」は、河川法 (昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。) 第 5 条に定める二級河川である日光川水系日光川 (以下「日光川」という。) である。

また、本件開示請求書に記載されている「日光川街園」とは、異議申立人の主張によれば、日光川の河口近くの左岸堤に隣接して存する土地であって、Yahoo 地図上にも記載がある、日光川街園 (以下「本件施設」という。) であるものと推定した。

よって、異議申立人の主張する本件請求対象文書は、愛知県建設部河川課 (以下「河川課」という。) の保有する文書のうち、本件施設について、法による規制が及ばない旨を愛知県が名古屋市に対して通知した根拠を示す文書と解した。

なお、本件開示請求書に記載されている「27 河第 172 号 (平成 27 年 9 月 9 日)」とは、平成 27 年 8 月 26 日付けで異議申立人によりなされた「二級河川「日光川」河川敷における『日光川街園』について分かるもの。 ※ YahooH/P 港区藤前地区地図上にも記述有。 ※名古屋市に使用許可を与えたものに内容変更します。」という内容の開示請求に対する同年 9 月 9 日付け 27 河第 172 号行政文書不開示決定通知書を指すものと解され、これについては、本件とは別に不開示 (不存在) 決定している。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 本件施設の設置に係る経緯について

本件施設の存する名古屋市港区藤前五丁目 12 番の土地 (以下「本件土

地」という。)の付近では、名古屋市が昭和54年9月に知事より都市計画事業認可を受けて名古屋都市計画流通業務団地造成事業藤前流通業務団地(以下「本件事業」という。)を施行し、本件施設は本件事業において整備された後、名古屋市の内部において管理が引き継がれて、昭和59年8月2日には名古屋市道として路線の認定及び道路の区域決定の告示がなされている。なお、本件土地は、昭和59年2月13日付けで廃止前の流通業務市街地の整備に関する法律による不動産登記に関する政令(昭和50年政令第7号)第9条に基づき、名古屋市を所有者とする表示登記がなされている。

イ 本件施設に係る法の規制について

(ア) 本件施設の付近における日光川の河川区域等について

本件施設の付近における日光川の河川区域については、昭和50年3月24日付け愛知県告示第254号で愛知県公報に登載して公示されたところであるが、当該告示に係る平面図によれば、本件施設は、河川区域に存していない。

ただし、日光川については、昭和31年10月20日付け愛知県告示第545号において、堤防敷地境界線から35メートル堤防に沿う土地を法第54条第1項に定める河川保全区域に指定する旨の告示がなされており、本件施設は、河川保全区域に存在していることとなる。

(イ) 本件施設に係る法の規制について

本件施設は、前記(ア)で述べたとおり、河川保全区域に存在することから、本件施設の整備に当たっては、法第55条第1項の規定に基づき日光川の河川管理者である知事の許可が必要となる場合がある。

ウ 本件請求対象文書の存否について

前記イ(イ)のとおり、本件施設については法第55条第1項の規定に基づく許可が必要となる場合があるが、同項ただし書にいう政令である河川法施行令(昭和40年政令第14号。以下「政令」という。)第34条第1項に定める行為については許可を要しないと規定されている。しかし、本件施設の整備当時において、法第55条第1項に規定する河川管理者の許可が必要な行為であったのか、許可が不要な行為であったのかについては定かではない。

したがって、本件施設は、一概に法による規制の対象外とはいえ、異義申立人が述べるところの本件施設につき、「法の守備外と名古屋市側へ通知した根拠」となる行政文書を作成又は取得することはない。

念のため、河川課において本件請求対象文書を探索したが、存在しなかった。

仮に、この整備当時、法第55条第1項の規定に基づき名古屋市から許可申請がなされ、これに対して河川管理者である知事から処分がなされ

ていたとの推定が働いたとしても、現時点においては、処分から 30 年以上が経過していることから、愛知県行政文書管理規程で定めるところの最長の保存期間である 30 年を考慮したとしても、河川管理者である知事が処分を行った河川保全区域内における行為の許可の申請に関する書類は既に廃棄されており、存在しない。

以上のことから、不開示（不存在）と決定したものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件開示請求書には、「『日光川街園』につき河川法の守備外と名古屋市側へ通知した根拠を求めます。」と記載されていることから、本件施設については法による規制が及ばない旨を名古屋市に通知したことの根拠を求めているものと解される。

よって、本件請求対象文書は、本件施設について、法による規制が及ばない旨を愛知県が名古屋市に対して通知した事実があることを前提として、その根拠を示す文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 当審査会において、実施機関から提出された昭和 50 年 3 月 24 日付け愛知県告示第 254 号及び同告示に係る図面を見分したところ、本件施設は河川区域外に存していることが認められた。よって、本件施設については、河川区域としての法の規制は及ばないことが認められた。なお、異議申立人は、3 年から 5 年ごとの年度更新の許認可申請に関して述べているが、当審査会において実施機関に確認したところ、法第 24 条に河川区域内の土地の占用許可という一定の年限を定めて工作物を設置させる規定があるが、それは河川区域に係る規定であり、本件施設には適用がないとのことであった。

また、昭和 31 年 10 月 20 日付け愛知県告示第 545 号を見分したところ、堤防敷地境界線から 35 メートル堤防に沿う土地を日光川における沿堤地として定めていることが認められた。当審査会において実施機関に確認したところ、当該沿堤地の指定は、現行の法第 54 条第 1 項の河川保全区

域としての指定に当たり、本件施設は河川保全区域内に存在しているとのことであった。

実施機関によると、本件施設については、河川保全区域内に存在することから、法第 55 条第 1 項の規定に基づく許可が必要となる場合があるが、政令第 34 条第 1 項に定める行為については許可を要しないと規定されているとのことであった。

当審査会において、法及び政令を見分したところ、法第 55 条第 1 項で、「河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。」と規定され、政令第 34 条第 1 項で、河川保全区域における行為で許可を要しないものについて定められていることが認められた。

イ 法及び政令により、河川保全区域における行為について、河川管理者の許可を要するものと要しないものとが定められていることからすると、本件施設について、法による規制が及ばないということはなく、したがって、本件請求対象文書を作成又は取得することは考えられない。

さらに、実施機関が文書の探索も行っていることからすれば、本件請求対象文書が存在しないとする実施機関の説明を覆す特段の事情もうかがわれない。

ウ 以上のことから、その余のことは判断するまでもなく、本件請求対象文書を管理しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

27 河第 172 号（平成 27 年 9 月 9 日）の再請求案件

一級河川「新川・庄内川」水系なら官民境界（市有地は民とみなす）より 18m 以内での護岸堤防に形式変更（乗り入れなど）などは河川管理者等への届出・許可入用で先回請求した。

※今回は、2 級河川・日光川河口近くの左岸堤に隣接の名古屋市所有の『日光川街園』につき河川法の守備外と名古屋市側へ通知した根拠を求めます。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27.11.30	諮問
28.6.13	実施機関から不開示理由説明書を受理
28.6.15	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28.7.19	異議申立人から意見書を受理
28.8.29 (第498回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29.3.22 (第515回審査会)	審議
29.5.9 (第519回審査会)	審議
29.6.8	答申